

富山県トライアスロン協会規定

第一章 総則

第1条 【名称】

本会は、富山県トライアスロン協会（略称 TTA ; Toyama Triathlon Association）と称する。

第2条 【事務局】

本会は、事務局を富山県に置く。

第二章 目的及び事業

第3条 【目的】

本会は、富山県における、トライアスロン、デュアスロン及びそれらの関連競技（以下、総称としてトライアスロンという）を統轄し、代表する団体として、トライアスロンの普及及び振興を図り、生涯スポーツとして、トライアスロン競技者の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 【事業】

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) トライアスロン富山県選手権大会及びその他の競技の実施
- (2) トライアスロンに関する講習会の開催、指導者及び審判員の養成
- (3) トライアスロンに関する競技の安全の為の研究及び指導
- (4) トライアスロンに関する国内外競技会等に対する代表選手の選定及び派遣
- (5) 富山県のトライアスロン競技界を代表し、富山県体育協会、日本トライアスロン連合（JTU）、北信越トライアスロン協議会（HBC）に加盟すること並びに関係団体とその事業への協力
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

第5条 【資産の構成】

本会の資産は次のものとする。

- (1) 本会所有の財産目録に記載された財産（大会使用物品など・・・）
- (2) 会費 金額は別に定める
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 大会からの協力費

- (5) 刊行物、広告等の収入
- (6) 賛助会費の収入
- (7) 寄付金、補助金収入
- (8) その他の収入

第6条 【資産の管理】

本会の資産は、会計が管理し、うち現金は理事会の議決を経て預金とする等、確実な方法により会計が保管する。

第7条 【収支決算】

1. 本会の収支決算は会計が作成し、事業報告及び決算報告とともに、監事より監査を受け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後、2ヶ月以内に報告しなければならない。
2. 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の承認を経て資産に編入し、翌年度に繰り越すものとする。

第8条 【会計年度】

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役員及び会員

第9条 【役員】

1. 本会には次の役員をおく。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	2名以内
(3) 理事長	1名
(4) 副理事長	2名以内
(5) 事務局長	1名
(6) 会計	1名
(7) 理事(委員)	若干名
(8) 監事	2名以内
(9) 相談役	若干名
2. 市町村体育協会加盟の団体がある場合は、各団体より原則として1名以上の理事を選任する。
3. 会員の中から公益社団法人日本トライアスロン連合代表社員を選出する。
4. 理事の中から北信越ブロック協議会の理事を必要数選出する。なお市町村体育協会加盟の団体がある場合は、各団体より1名以上が選出されるよう努めるものとする。

第10条 【役員を選任】

1. 会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長及び監事は総会において選任する。
2. 理事は、総会において、次の各号に掲げる者の中から選任し、理事会を構成する。
 - (1) 会員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 各加盟団体の推薦を受けた者
3. 理事及び監事は相互に兼任できない。

第11条 【役員の職務】

1. 会長は本会の事業を総括し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が空席、不在または事故等によりその職務の執行が不可能と判断されたとき（以下「空席のとき等」という。）は、副会長がこれを代行する。
3. 副会長が空席のとき等は理事長が、理事長が空席のとき等は副理事長がこれを代行する。
4. 理事長は理事会を組織し、本会の事業を議決し執行する。
5. 本会事業を運営するために、委員会を設けることができる。必要に応じて別途定める。

第12条 【監事の職務】

監事は、本会の事業及び会計に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 資産の状況を監査すること。
- (2) 資産の状況または、事業の執行について不正の事実を発見したとき、これを理事会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするため、必要があるときは理事会を招集すること。

第13条 【役員任期及び報酬】

1. 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。
3. 補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第14条 【役員解任】

役員は、次の各号の一つに該当するときは、理事の3分の2以上の議決により、役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義無違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第15条 【会員・賛助会員】

1. 会員は本会の趣旨に賛同し、心身ともに健全な者で、入会を申し出、会費を納入した者は会員となることができる。
2. 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、本会の事業を援助する個人または団体であり、理事の3分の2以上の議決により入会を認められる。
3. 除名は次の各号の一つに該当するとき、理事の3分の2以上の議決により会員及び賛助会員を除名する事ができる。
 - (1) 会員・賛助会員としての規定に違反したと認められる行為があると認められるとき。
 - (2) 会員・賛助会員としての義務違反、その他会員たるにふさわしくない行為があると認められる時。
 - (3) 会費を2年以上滞納した時。
 - (4) この場合、その会員・賛助会員に対し理事会にて弁明の機会を与える。
4. 退会・解約は理事の3分の2以上の議決により退会・解約することが出来る、また 会費の返金を行わない。

第16条 【事務局】

1. 本会の事務を処理する事務局をおく。
2. 職員は、理事会の承認を得たうえで、会長が任命する。待遇については必要に応じ定める。

第五章 総会

第17条 【総会】

1. 総会は年1回理事長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催できる。総会の議長は、会議のつど、出席会員の互選で定める。
2. 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、書面をもってあらかじめ意志を表明した者は出席とみなす。
3. 総会の議決は、出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 4. 総会では、次の事項を附議する。
 - (1) 役員選出に関する事項
 - (2) 事業報告及び事業計画に関する事項
 - (3) 収支予算及び収支決算に関する事項
 - (4) その他重要な事項

第六章 理事会

第18条 【理事会】

1. 理事会は、必要に応じて理事長が開催日を通知し招集する。
2. 理事会の議長は理事長が指名する。
3. 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、書面（E-mail含む）をもってあらかじめ意志を表明した者は出席とみなす。
4. 理事会の議決は、出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
5. 理事会では、次の事項を附議する。
 - (1) 規定に関する事項
 - (2) 事業報告及び事業計画に関する事項
 - (3) 収支予算及び収支決算に関する事項
 - (4) 資産、借入金についての事項
 - (5) その他総会に附議する事項

第七章 書類及び帳簿の備付等

第19条 【書類及び帳簿の備付】

本会に次の書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 規定
- (2) 役員及びその他の名簿
- (3) 資産台帳及び負債台帳
- (4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) その他必要な書類及び帳簿

第八章 補則

第20条 【解散】

本会の解散は、理事の4分の3以上の議決を受けなければならない。

第21条 【補則】

この規定についての細則は、理事会の議決を経て、別途定める。

- 付則1 この規定は、平成18年4月4日から施行する。
- 付則2 平成24年4月1日から施行する。
- 付則3 平成25年4月1日から施行する。
- 付則4 平成27年4月1日から施行する。
- 付則5 令和4年4月1日から施行する。